

議第1号

地方創生の強力な推進による一億総活躍社会の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年10月21日

提出者 総務委員長 南 恒 生

徳島県議会議長 嘉 見 博 之 殿

地方創生の強力な推進による一億総活躍社会の実現を求める意見書

半世紀後の日本において、人口一億人をしっかりと維持するとともに、力強く経済が成長することにより、全ての国民がそれぞれの人生を豊かにしていく「一億総活躍社会」を実現するためには、国と地方が力強く手を携えて、創意工夫を積み重ねていく必要がある。

国の新たな羅針盤として、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つである」と明記されたところである。

こうした状況のもと、平成27年の一年間における東京圏への転入超過は、約12万人にも上っており、前年比約1万人増となるばかりか、国が掲げた「平成32年までに転入超過ゼロ」という目標から大きく遠ざかるという、極めて厳しい現状を目の当たりにしている。

今こそ、「東京一極集中の是正」と「人口減少の克服」を同時一体的に図るため、国、地方を挙げて、それぞれが総力を結集して策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の本格展開を加速していかなければならない。

よって、国においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に掲げられた、国の地方への支援である、「情報支援」「人材支援」「財政支援」という、「地方創生三本の矢」について、次のとおり、さらに充実強化を図り、強力に実践することによって、地方創生をより一層スピードアップし、一億総活躍社会を実現されるよう、強く要請する。

1 情報支援

産業、人口、観光等の地域経済に関わるビッグデータを活用する「地域経済分析システム（RESAS）」のより一層の普及や利便性向上等を図ること。

2 人材支援

地方公共団体の取組を丁寧にサポートする「地方創生コンシェルジュ制度」をはじめ、地方創生人材の確保、育成等について、幅広い支援を図ること。

3 財政支援

総合戦略の推進エンジンである「地方創生推進交付金」について、自由度の向上と十分な規模の確保に努めるとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」をはじめ「地方財政措置」の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
一億総活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第 2 号

J R 四国等の経営安定化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日

提 出 者 県土整備委員長 島 田 正 人

徳島県議会議長 嘉 見 博 之 殿

J R 四国等の経営安定化を求める意見書

昭和62年4月に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が発足したが、J R 四国、J R 北海道及びJ R 九州のJ R 三島会社とJ R 貨物については、発足当初から営業赤字を避けることが困難として、経営安定基金の設置や固定資産税等の減免措置など、経営基盤を安定させるための措置が講じられてきた。

J R 四国は、安全の確保を最優先に、可能な限りの経営努力を積み重ねているが、人口減少、少子高齢化、高速道路の延伸等による輸送需要の減少などにより、極めて厳しい経営環境にある。

経営基盤を支える経営安定基金については、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」により経営支援措置が講じられ、更に今年度からは、安全対策に対する追加的支援措置が講じられているところであるが、低金利の長期化による運用益の低迷などにより、依然として厳しい経営環境が続くものと予想される。

このような中、J R 四国・J R 北海道・貨物会社に係る固定資産税等を軽減する特例措置が平成28年度末で期限切れを迎えようとしているが、こうした税制上の特例措置は、J R 四国が地域に根ざした基幹的輸送機関としての使命を果たし、現在の路線を維持するとともに、将来にわたって安定的な経営を維持していくために欠くことのできないものである。

また、鉄道事業者の安定的な経営はもとより、鉄道ネットワークの維持・発展を図るためには、多頻度化・大規模化する台風や地震などの自然災害による甚大な被害に対して、予防保全的な防災対策の強化や復旧などが適切に行われる必要があると考える。

よって、国においては、平成29年度税制改正及び予算において、次の事項を実施するよう強く要請する。

- 1 J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）の継続を図ること
- 2 J R 北海道をはじめ、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置（いわゆる「新車特例」）を継続すること
- 3 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること
- 4 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの拡充を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第3号

地方議会議員の厚生年金加入のための法整備の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年10月21日

提出者

重岩岡中島来眞岡岩寺喜杉井南庄高古	清丸山田代貝本佐井多本川野井川	佳正佑俊正正浩富義正宏直龍恒昌美広	之史樹雄人文司治弘邇思樹二生彦穂志	木須岡嘉原山樫元岸西木川丸白黒長	下見田見井西本木本沢南端若木崎尾	一理博国章泰貴征正祐春哲	功仁絵之敬朗孝生治朗美義二夫章見
-------------------	-----------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	--------------	------------------

徳島県議会議長

嘉見博之殿

地方議会議員の厚生年金加入のための法整備の実現を求める意見書

人口減少の克服と東京一極集中の是正による地方創生が国・地方の最重要課題となる中、その取組の成否に果たす地方議会の役割は大きなものとなっている。

日本の再生は、地方の元気なくしては成り立たない。魅力的で活力ある地域を創造するためには、地方が知恵を絞り、地域の特徴を生かした施策を積極的に展開していくことが必要不可欠である。

そのためには、地方議会制度の機能強化が一層求められているが、近年、地方議会議員のなり手不足が深刻化している。

その要因として、若者を中心とした政治への無関心や、議員に係る年金制度の不安定さが挙げられているところであり、これらに対処するため、選挙権年齢の引き下げを契機に国民の政治への関心を高めるための啓発活動を更に充実強化する必要がある。また、地方議会議員を目指す全ての人がある志の実現に邁進できるよう、年金制度を時代にふさわしいものとするのが、議員志望者の増加、ひいては地方議会制度の機能強化につながっていくものである。

よって、国においては、将来にわたり地方議会議員が安心して議会活動に専念し、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第4号

参議院選挙における合区の解消と憲法についての国民的議論の喚起を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年10月21日

提出者

重岩岡中島来眞岡岩寺喜杉井南庄高古
清丸山田代貝本佐井多本川野井川
佳正佑俊正正浩富義正宏直龍恒昌美広
之史樹雄人文司治弘邇思樹二生彦穂志
木須岡嘉原山樫元岸西木川丸臼黒長
下見田見井西本木本沢南端若木崎尾
一理博国章泰貴征正祐春哲
功仁絵之敬朗孝生治朗美義二夫章見

徳島県議会議長

嘉見博之殿

参議院選挙における合区の解消と憲法についての
国民的議論の喚起を求める意見書

二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、去る7月10日に、徳島・高知、鳥取・島根において憲政史上初の合区による選挙が実施され、都道府県別の投票率は、高知県で最下位、徳島県がその次に低く、両県ともに過去最低を更新する結果となった。投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国の在り方を考えていく上でも、多様な地方の意見を、国政の中でしっかりと反映させる必要がある。

こうしたことから、次の参議院選挙に向け、合区を解消する短期的な対応が求められるところであるが、抜本的な解決には、参議院の在り方について、都道府県の代表としての役割を憲法に規定するなど、衆議院と差別化を図る議論を行う必要がある。

また、国、地方を通じた最重要課題である地方創生や地方分権の推進に向け、挙国一致での取組が不可欠な現在、現行憲法の地方自治に関する規定は、わずか4条しかなく、地方自治の基本原則とされる地方自治の本旨についても、表現が抽象的で分かりにくく、地方自治の侵害を防ぐための基準として不十分であるとの指摘があることなどから、憲法改正について、主権者である国民において幅広く議論されるべきである。

日本国憲法は昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、一度も改正されていない。この間、我が国の人口は増加から減少へと転じ、地球規模での環境問題、各地で頻発する大規模災害、さらに、日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化など、現行憲法は様々な面で現実との間に乖離や矛盾を生んでいる。

よって、国においては、平成31年の次期参議院選挙までに合区の解消を行うとともに、様々な課題について抜本的な解決を図るため、新しい時代にふさわしい国家の在り方を構想し、憲法についての国民的議論の喚起と合意形成を行うよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第5号

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成28年10月21日

提出者 全議員

徳島県議会議長 嘉見博之 殿

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書

指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）制度は、地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売により生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、適正な価格形成や需給調整を行うことを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保及び牛乳・乳製品の安定供給を支えている。

このような中、政府の規制改革会議は、去る5月19日に、今年秋までに「指定団体制度の是非や現行の補助金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。」とした。

生乳は腐敗しやすく、日々・季節毎に供給・需要とも変動する等の特性があり、今後とも、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業メーカーとの交渉、②条件不利地域を含む集乳の引き受けや集送乳の効率化、③価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整など、機能を引き続き堅持することが必要である。

現行の指定団体制度の廃止について、本県の酪農家は、中山間地域の条件不利地域での経営や、1戸当たり平均飼養頭数も四国地域内で最も少なく、小規模経営が多いので、生乳輸送コストの増大や、再生産のための適正な取引価格の形成が困難になるなど大きな影響が出るのが危惧される。

よって、国におかれては、指定生乳生産者団体制度に関して、生乳生産基盤の強化や収益力の向上によって持続可能な酪農経営が実現されるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 酪農家が安心して経営を持続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給を図るため、指定生乳生産者団体制度が果たしている機能等を十分精査した上で、存続を前提とした議論を踏まえ検討すること。
 - 2 指定生乳生産者団体のさらなる機能強化を図るよう対応すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

農 林 水 産 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣（規制改革）

協力要望先

県選出国會議員